

令和7年 2月 交番だより

市川警察署
047-370-0110
菅野交番
047-332-5704



自転車の罰則が強化されました

道路交通法が改正され、令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」「ながらスマホ」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則が整備されました。

- 自転車運転中の「ながらスマホ」
違反者・・・6月以下の懲役または10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合・・・1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転及び幫助
違反者・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車の提供者・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者・・・2年以下の懲役または30万円以下の罰金



●国際電話からの詐欺電話が急増しています

+1や+44などから始まる国際電話番号を使った詐欺電話が急増しており、県内における詐欺電話の約6割を占めています。海外との通話が不要な方は、今すぐ国際電話からの着信を止めましょう！

警察でも休止申請を促していますので希望される方は警察署生活安全課まで連絡下さい。

国際電話不取扱受付センター

☎0120-210-364

※申込は固定電話が対象

※平日の午前9時から午後5時

※通話料無料

★申込み条件など詳細な情報はこちらから→

<<https://www.kokusai-teishi.com>>



～菅野交番からの一言～

菅野交番の管内では、空き巣を中心とした侵入窃盗が増加しています。「貴金属を買い取ります。」「家の水道管を確認させて下さい。」等といった業者は悪質業者であり、侵入窃盗を行うための下見に来ている可能性もあります。不審な人物や業者を見つけた際は、自分で対応しようとせず110番通報して下さい。疑う気持ちを忘れずに！

菅野交番事件発生状況

	R6. 12月中
自転車盗	3件
車上ねらい	1件
住居侵入	5件
邸宅侵入	2件